

資 料 フェニックス3期神戸沖埋立処分場 (仮称)設置事業 環境影響評価準備書手続	No. 10
---	------------------

『フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）
設置事業に係る環境影響評価準備書』の公告、
縦覧及び説明会開催についての報告、並びに意
見書の提出による意見の概要及び当該意見につ
いての事業者の見解について

令和3年3月

大阪湾広域臨海環境整備センター

目次

1. 公告	2
1.1 公告について	2
1.2 公告日	2
1.3 公告の手段	2
2. 縦覧	3
2.1 縦覧について	3
2.2 縦覧の結果	3
2.3 インターネットの利用による公表について	3
3. 説明会の開催	4
3.1 説明会の概要	4
3.2 質疑応答の内容	4
4. 意見の提出	8
4.1 意見の提出について	8
4.2 意見の概要と当該意見についての事業者の見解	8

1. 公告

1.1 公告について

環境影響評価法第16条の規定に基づき、環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を公告した。

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：大阪湾広域臨海環境整備センター

代表者の氏名：理事長 金澤 和夫

主たる事業者の所在地：大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

(2) 対象事業の名称

フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業

(3) 対象事業の種類

廃棄物最終処分場（海面埋立処分場）の規模の変更事業

(4) 対象事業の規模

77.4ヘクタール

(5) 対象事業の実施区域

兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

(6) 関係地域の範囲

兵庫県神戸市

1.2 公告日

令和3年1月27日（水）

1.3 公告の手段

日刊紙6紙（神戸、朝日、毎日、読売、産経、日本経済新聞）の1月27日朝刊に掲載

お知らせ 環境影響評価法に基づき、「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という）を作成いたしました。つきましては、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 大阪湾広域臨海環境整備センター
代表者の氏名 理事長 金澤 和夫
所在地 大阪市北区中之島二丁目2番2号大阪中之島ビル9階
対象事業の名称 フェニックス3期神戸沖埋立処分場
（仮称）設置事業

対象事業の種類 廃棄物最終処分場（海面埋立処分場）の規模の変更事業

対象事業の実施区域 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先
関係地域の範囲 兵庫県神戸市

二、縦覧場所・期間及び縦覧時間について
兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室、神戸市環境局環境保全部環境都市課、神戸市東灘区役所、大阪湾広域臨海環境整備センター本社（令和3年1月27日（水）～2月26日（金）（土・日・祝日を除く）9時～12時と13時～17時）
電子縦覧 <http://www.osakawan-center.or.jp/>

三、説明会開催日時・場所について
令和3年2月5日（金）18時～（90分程度を予定）
神戸市勤労会館 3階308講習室
令和3年2月13日（土）10時～（90分程度を予定）
神戸ファッションマート9階コンベンションルーム1

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、開催日時等を変更または中止する場合には、その旨を右記の電子縦覧URLに掲載します。

四、意見書の提出について「準備書」について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、所定の様式に氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、問合せ先へ郵送いただくか、電子メールで送付ください。提出期限（令和3年3月13日（土））まで（郵送の場合、当日消印有効）

五、お問合せ先 大阪湾広域臨海環境整備センター環境課
〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目2番2号大阪中之島ビル9階 電話 06-6204-1725
電子メール assess@osakawan-center.or.jp

2. 縦覧

2.1 縦覧について

環境影響評価法第 16 条の規定に基づき、公告の日から起算して 1 か月間、準備書及び要約書を関係地域内の 4 か所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 縦覧の期間

令和 3 年 1 月 27 日（水）から令和 3 年 2 月 26 日（金）

(2) 縦覧の場所

縦覧場所	住所
兵庫県農政環境部環境管理局 水大気課環境影響評価室	神戸中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁 3 号館 1 2F
神戸市環境局環境保全部 環境都市課	神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2F
神戸市東灘区役所 総合庁舎 4F エレベーターホール	神戸市東灘区住吉東町 5 丁目 2 番 1 号
大阪湾広域臨海環境整備センター 本社	大阪市北区中之島二丁目 2-2 大阪中之島ビル 9 階

2.2 縦覧の結果

縦覧場所	縦覧者名簿に記載したものの数（人）	準備書の貸出件数（件）
兵庫県農政環境部環境管理局 水大気課環境影響評価室	0	0
神戸市環境局環境保全部 環境都市課	2	0
神戸市東灘区役所 総合庁舎 4F エレベーターホール	0	0
大阪湾広域臨海環境整備センター 本社	2	0

2.3 インターネットの利用による公表について

大阪湾広域臨海環境整備センターのホームページに掲載し、公表した。

3. 説明会の開催

3.1 説明会の概要

環境影響評価法第 17 条に基づき、縦覧期間内に、関係地域内の 2 か所において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催した。

(1) 第 1 回

日時：令和 3 年 2 月 5 日（金）午後 6 時～（6 時 45 分開場） 90 分程度

場所：神戸市勤労会館 3 階 308 講習室
（神戸市中央区雲井通 5 丁目 1-2）

市民の出席者数：1 名

(2) 第 2 回

日時：令和 3 年 2 月 13 日（土）午前 10 時～（9 時 45 分開場） 90 分程度

場所：神戸ファッションマート 9 階コンベンションルーム 1
（神戸市東灘区向洋町中 6 丁目 9 番地）

市民の出席者数：17 名

(3) 事業者側出席者

○司会、進行、説明及び質疑等に対する説明：

大阪湾広域臨海環境整備センター

○会場設営、準備書及び質疑等に対する説明補助：

いであ株式会社（準備書作成業務の受託者）

(4) 周知の方法

① 公告への記載

日刊紙 6 紙（神戸、朝日、毎日、読売、産経、日本経済新聞）の 1 月 27 日朝刊
に掲載

② 六甲アイランド内の掲示板約 100 か所に案内チラシを掲示

③ 縦覧場所に案内チラシを貼付

3.2 説明会の内容（進行）

説明会の内容	説明資料
1. 開 会	
2. 事業者挨拶	
3. 事業者からの説明 (1) 大阪湾フェニックス事業について (2) 環境影響評価準備書について	前面スクリーンに表示し、説明用 PowerPoint で説明
4. 質疑応答	
5. 閉会	
<配布資料> ・ 説明会次第 ・ 環境影響評価準備書のあらまし ・ 意見書の様式	

3.3 質疑応答の内容

(1) 第1回説明会

質問等の内容	応答の内容
遮水構造が鋼矢板から遮水シートに変更されたとのことだが、これに伴って環境影響評価の手続きや評価の内容が変わることはないのか。	準備書の作成前に構造が変更となっており、準備書ではこの変更を踏まえて予測、評価を行い、とりまとめを行っている。よって構造の変更による影響はない。

(2) 第2回説明会

質問等の内容	応答の内容
護岸に遮水シートを敷設するということであるが、遮水シートの材質はどのようなものか。	材質についてはポリエチレンである。50年以上の耐久性があるとされており、また、他の処分場でも使用実績があるため採用している。

質問等の内容	応答の内容
遮水シートはいずれ引き抜くのか。化学物質として土中に残るのか。	遮水シートは基本的には引き抜かず埋まったままとなる。
埋立される廃棄物として何が埋められるのか。住環境の安全の視点から何が埋められるのかを聞きたい。	受け入れる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物である。一般廃棄物としては可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿処理汚泥等があり、産業廃棄物としては上下水汚泥、燃え殻、汚泥、ばいじん、廃ガラス、金属類等を予定している。
一次処理されたものを埋立てるということであるが、一次処理とはどのようなことをするのか。	一次処理については、焼却場等で焼却処理を行うが、その際に当センターの定める有害物質の受入基準を満たすよう処理を行っている。
受入れ廃棄物は完全に無害化されているのか。	完全に無害化されたものを受け入れるというわけではなく、一定の基準に達しない程度の重金属等は含まれている。
環境影響評価に使用したデータについては第三者が実施した調査結果を用いているのか。	環境影響評価に使用したデータは、神戸市の大気監視測定結果、文献、当センターでの測定結果、2期処分場の事後調査のデータ等を使用している。
粉じんなどは雨などの発生が少ない日に実施していないか。	大気測定については、天候が悪い場合等は日程を変更するなど、粉じんなどが少ない日を選ぶことがないようにしている。
埋立て後の土地利用によっては、連絡橋が建設されるのではないか。橋が作られ、陸上ルートで廃棄物の運搬が行われるとすると、排気ガスなど現在のアセスメントの結果が根底から崩れるのではないか。	連絡橋については、神戸市が計画するものであり、設置時期を見定める必要があるとのことなので具体的な時期は未定である。廃棄物の搬入は、当センターの現時点での計画上、海上ルートで搬入することとしており、陸上ルートができたとしても陸上から搬入することはない。もし変更となる場合は関係機関と協議することとなる。

質問等の内容	応答
<p>橋はセンターの所管ではないと解釈した。橋ができるどうかは一部の話であるが、結局地上には何ができるのか。マンションか、公園か、コンテナヤードか。</p>	<p>センターで行うのは埋立までで、引き渡し後の土地利用は神戸市が考えることとなる。</p> <p>埋立て後は、港湾施設としての利用となるが、具体的な土地利用は、今後、神戸市で検討を進めることになると考えている。</p>
<p>スライドの説明では鳥類の調査の結果、180種が確認されたとおっしゃっていたが、準備書では鳥類の調査結果で75種が確認されたと記載があった。矛盾があるのではないか。</p>	<p>文献調査と現地調査の確認結果を併せて51科180種が確認されており、このうち、現地調査では25科75種が確認されている。また、このうち40種を重要種として選定している。</p>
<p>文献調査の調査範囲は対象事業実施区域の範囲なのか。</p>	<p>文献事業実施区域及びその周辺を対象としており、その範囲は((p(39)本文下から2行目に記載のとおり)「地図に含まれる範囲」である。例：p(41)第3.1.1-1図</p>
<p>埋立地の護岸については、方法書への意見で神戸市長や兵庫県知事から、傾斜護岸が望ましいという意見があり、傾斜護岸を採用したと思うが、神戸市の神戸港港湾計画や神戸港将来構想においては、西側護岸は岸壁として利用する計画となっている。</p> <p>傾斜護岸では岸壁として使用できないのではないか。また、造りなおす場合は大変な手間が掛かるのではないか。</p>	<p>西側護岸については、神戸市の港湾計画では岸壁として利用される計画となっており、将来構想でも岸壁利用する計画となっている。</p> <p>埋立処分場の護岸は神戸市が計画する岸壁に対して引っ込んでおり、神戸市が整備する岸壁は埋立処分場の傾斜護岸よりももっと前面に張り出す計画となっており、どのように岸壁整備するのかは将来、神戸市が検討することとなっている。</p>
<p>大気汚染や水質汚染の話はあったが、水中生物に対する影響の詳しい結果はあるのか。周辺で釣った魚が食べられるケースもあり、国内には水俣病などの水銀汚染のケースもある。魚介類等は遊泳性があるので、廃棄物から有害物質が排出された場合、汚染された魚介類が埋立地から離れた六甲アイランドまで移動してくる可能性がある。</p>	<p>予測・評価については、工事中と埋立て中の2つに分けて行っている。工事中は主に濁りの影響を、埋立て中については、埋立地からの排水の影響を予測・評価している。2期処分場では、排水について厳しい基準を設けており、3期でも2期と同様の廃棄物を受け入れるため、同様の基準を設け、継続して監視を行うこととしている。</p>

<p>水生生物を解剖するなどの調査を行っているのか。</p>	<p>基本的には、排水に有害物質が含まれていないこと、周辺海域の水質調査で有害物質が検出されないかを監視し、生物の生育・生息量などの調査を行い影響がないかを確認する。魚介類を採取して解剖などの分析調査を行うことは予定していない。</p>
--------------------------------	--

4. 意見の提出

4.1 意見の提出について

環境影響評価法第 18 条に基づき、準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べるができることから、意見書を受け付けた。

(1) 意見書の受付期間

令和 3 年 1 月 2 7 日（水）から令和 3 年 3 月 1 3 日（土）

(2) 意見書の提出方法

意見書の様式は縦覧場所に備え付けのもの又は大阪湾フェニックスセンターのホームページに掲載しているものをダウンロードしてご使用。

また、意見書の提出は、備え付けの封筒を利用して郵送又は電子メールによる。

4.2 意見の概要と当該意見についての事業者の見解

5 名から 22 件の意見が提出された。

意見の概要と当該意見についての事業者の見解は別紙のとおりである。

「フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書」に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び当該意見についての事業者の見解について

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
1	-	<p><侵略的外来生物への対応について></p> <p>廃棄物処分場には、廃棄物に混じって生物が持ち込まれることが予測される。侵略性が高く、在来の生態系に深刻な影響を与えるとして緊急対策外来種の指定されている、アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ、ナルトサワギク等、埋立地の環境に適した種が、処分場内で定着、繁殖する可能性がある。</p> <p>こうした種が当該処分場で繁殖しても、陸域に直接影響することはないものと思われるが、跡地利用が開始されれば、人や物の動きに伴い、当該処分場が拡散源になる懸念がある。</p> <p>現状の法制度等の下では、持ち込まれる廃棄物に対し、このような生物の混入の確認や駆除を義務的に行うことは困難と思われませんが、一度繁殖してしまえば、跡地利用の際に対策しようにも、莫大な費用と労力がかかることになる。</p> <p>廃棄物の搬入にあたっては、埋立地の定期的なモニタリングや、発見された場合の駆除の徹底により、侵略的な外来生物の定着、繁殖を未然に防止することが必要だと思われる。</p>	<p>アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ、ナルトサワギク等の特定外来生物については、埋立処分場の巡回、点検時などに発見された場合には、都度、薬剤散布等により適切に駆除します。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
2		<p><コアジサシへの対応について></p> <p>現状でも、貴センターは埋立地で営巣したコアジサシの保護に努められているとのことですが、当該処分場においても、埋立の進行中に、空いた平地ができると、春季から夏季にかけて、コアジサシのコロニーが形成されることが予想される。</p> <p>環境省の「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」（平成26年3月）では、埋立地などの事業用地にコロニーが形成された場合、繁殖が終了するまでは保護するよう求めています。工事を進めたい場合はあらかじめ営巣防止対策を実施することとされている。（同指針p14「図10.埋め立て地など事業用地における保全・配慮の流れ」参照）</p> <p>「コアジサシが営巣する地では、工事ができなくなるから、徹底して繁殖を防止する」というのではなく、「当面工事が予定されていない場所は、コアジサシに開放する（繁殖防止のための費用と労力を削減できる）」「工事したい場所は、徹底した営巣防止対策を行う（コアジサシを繁殖可能な場所に誘導するという意味で、保護につながる）」といった、計画的で柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>人とコアジサシの間でwin-winの関係を構築し、自然共生型の事業が展開されることを願う。</p>	<p>埋立処分場では埋立工事の途中段階で平坦な台地状の土地を造成する場合がありますので、コアジサシが繁殖地として営巣及びコロニーを形成する可能性があります。</p> <p>そのため、環境省の「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」に沿って、営巣防止、または保護等の対策を講じることになります。</p> <p>具体的には、工事予定地については営巣防止対策を講じます。また、4月中旬頃より巡回を密に行い、コアジサシの飛来が見られた場合は、直ちにコロニー形成を阻止する作業を行います。</p> <p>なお、埋め立て工事が半年以上の時間がある場合は、ほかに繁殖環境が少ないことから、コロニーへの立ち入り防止といったコロニー形成を促す対策を検討します。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
3	p 2-17 (19) p 9-5 (391) p 9-14 (400)	<p><護岸の形状について></p> <p>南岸と西岸を傾斜護岸とされているが、より環境保全型の緩傾斜護岸とされたい。</p> <p>なお、神戸市が策定した神戸港港湾計画では、西岸は岸壁とする利用方法となっていて矛盾する。</p> <p>難しい課題だと思うが、準備書の方針通り(緩)傾斜護岸方式で評価書を最終確定していただきたい。</p>	<p>南護岸と西護岸の形状は、神戸港港湾管理者と協議し、これまでの周辺地域の施工実績や経済性等から、捨石傾斜堤式護岸を採用する計画としました。</p> <p>なお、神戸市が策定する神戸港港湾計画では、西面は岸壁として利用する計画となっています。</p>
4	—	<p><埋立処分場の将来計画について></p> <p>今回の3期まではやむなく認めるが、これ以上、神戸沖に処分場を作らないでいただきたい。</p>	<p>現時点では、神戸港内でのさらなる海面埋立処分場の設置計画はありません。</p>
5	あらまし p16	<p><景観について></p> <p>P7～P10までは、図表を使用し私でも理解致しましたが、P11～P15に関しては、軽く流しただけに思われました。p16-1 景観 2 予測及び評価の結果の写真ですが、六甲アイランドの中には、ホテルがあるが、客室からの写真も掲載して頂きたかった。</p> <p>私は、六甲アイランドの南側の海が一望出来るマンションで暮らしているが、六甲アイランドのホテルをご利用した方々にはどのように見えるのか。</p>	<p>景観に係る調査については、文献その他の資料により調査地点を選定し、主要な眺望景観の状況として景観特性及び眺望景観を確認しました。なお、環境影響評価ガイドラインによれば、主要な眺望点とは「不特定多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」とされています(準備書 第11章 11.2.8 景観に記載)。</p> <p>8地点については現地調査を実施し、六甲アイランドにおいては「六甲アイランド・リバーモール」と「マリンパーク」の2地点で撮影等を実施しています。その眺望は、防波堤または防波堤と重なって2期神戸沖埋立処分場護岸の岸壁が見えるのみで、他には排水処理施設がわずかに視認できる程度であり、本事業による変化の程度は軽微であると考えています。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
6	—	<p><埋立処分場の将来計画について></p> <p>説明会の時に 地域の発展と言われたが、六甲アイランドの住民の為のメリットは、何があるのか。</p> <p>残念ながら 今回の3期までは、やむを得ないが、これ以上神戸沖に処分場を作らないでいただきたい。</p>	<p>大阪湾フェニックス事業の目的は、①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること、②埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与することです。</p> <p>神戸沖埋立処分場の近傍に位置します六甲アイランドの住民の方々には、その旨のご理解をお願いします。</p> <p>なお、現時点で、神戸港内でのさらなる海面埋立処分場の設置予定はありません。</p>
7		<p><遮水工について></p> <p>管理型廃棄物埋立処分場の設置事業に係る環境影響評価準備書にもかかわらず、管理型廃棄物処分場の廃止に至るまでの期間、遮水性を担保しなければならない最重要工種（遮水工）である遮水工の構造及び遮水性を如何に担保しているかについて、記載されていない。</p> <p>詳細設計で決定される範疇かもしれないが、概要は記載すべきと思われる。</p>	<p>遮水工は廃棄物処理法令に定める基準を満足するものであることを前提としています。</p> <p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計していますが、具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
8	－	<p><遮水工について></p> <p>フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）の管理型護岸構造の最大の課題は、地盤改良工区（南護岸、西護岸）と地盤未改良工区（北護岸、東護岸）の圧密沈下等の特性差に対し、遮水工（遮水シートの伸び及び破損等）の遮水の連続性及び強度の連続性を如何に担保しているのかについての見解が示されていない。</p> <p>詳細設計で決定される範疇かもしれないが、概要は記載すべきと思われる。</p>	<p>遮水工は廃棄物処理法令に定める基準を満足するものであることを前提としています。</p> <p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計していますが、具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p>
9	－	<p><遮水工について></p> <p>管理型護岸構造を策定するのに際し、適用基準に示された遮水工の性能規定～遮水工の基準～性能照査についての記述がされていない。</p> <p>p11.1-15(473)に示された「5層一体型シート敷設」を「表面遮水工（底面遮水及び側面遮水）」として用いるのは、当該“フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）”が本邦初のケースになると思う。</p> <p>詳細設計に際しては遮水シートを表面遮水工（底面遮水及び側面遮水）として用いるために開催された、有識者等による構造検討会等の見解を反映し遮水シート構造が決定され、実践された、類似管理型海面処分場の実績を参考とされることを老婆心乍らお伝えする。</p>	<p>遮水工は廃棄物処理法令に定める基準を満足するものであることを前提としています。</p> <p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計していますが、具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p> <p>なお、詳細設計の際には類似型海面処分場の事例の参考といたご助言も参考にさせていただきます。</p>
10	p2-6 (8)	<p><埋立容量について></p> <p>「対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量」に、「廃棄物等と覆土を併せた埋立容量の合計は、1,500万m³である。」とあるが、在来海底地盤の圧密沈下量の考慮がなされているか。</p>	<p>埋立容量は海底地盤の沈下を考慮して算出しています。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
11	p2-6 (8)	<p><遮水工について></p> <p>「埋立中は、平均海水面より低い内水管理目標値を設定し」とあるが、工事中の暫定断面の及び供用開始前の完成断面における波浪、潮汐・風等の変動外力及び既設護岸の残留水等による外力で遮水シートが浮き上がらない事を担保する検証内容の記載が見当たらない。記述すべきと思われる。</p> <p>因みに、p2-23(25)の第 2.3.2-1 図、p11.1-3(461)の第 11.1.1-2 表によれば、非透過メンブレンとなる遮水シート敷設工が完了した後に、押さえ荷重となる砕石工が施工される工程の流れが記載されている。</p>	<p>遮水工は廃棄物処理法令に定める基準を満足するものであることを前提としています。</p> <p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計していますが、具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p> <p>なお、遮水工は遮水シート敷設後、浮き上がり防止のため砕石工を一連の作業として実施し、外力による遮水シートの浮き上がりが発生しないことを確認しています。</p>
12	p2-15 (17)	<p><遮水工について></p> <p>「西護岸及び南護岸の構造は、その有効性（周辺地域の実績や経済性）等が確認されている捨石傾斜堤式護岸を採用した。また、護岸の滑り破壊及び沈下防止、支持力増大を目的として地盤改良を計画している。」と有るが、当該処分場は、同一遮水シート工で遮水の連続性と強度の連続性を担保し、連続した管理型護岸を施さなければならない構造形式だが、北護岸と東護岸に地盤改良を施さなくて良いと判断した根拠が示されていない。</p> <p>詳細設計で決定される範疇かもしれないが、地盤改良部と地盤未改良部の接続部において、遮水と強度の連続性をどのように担保しているのか遮水工の構造等の概要は記述すべきと思われる。</p>	<p>当該護岸は護岸構造物の荷重や地盤の沈下などを考慮し、地盤の安定性を照査した結果から本事業において、地盤改良の施工は必要ないと判断しています。</p> <p>具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
13	p2-16 (18)	<p><遮水工について></p> <p>②遮水工（シート式）に、「総合的に、「シート式」が優位と判断し、採用することとした。」とあるが、遮水シートの構造構成、遮水シートの厚さ・遮水シートの材質についての記述が見当たらない。記述すべきと思う。</p>	<p>遮水工は廃棄物処理法令に定める基準を満足するものであることを前提としています。</p> <p>具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p>
14	p2-16 (18)	<p><地盤改良工について></p> <p>③地盤改良工に、「地盤改良にあたっては、周辺の海底地盤の状況から軟弱地盤の存在が確認されていることから、護岸の滑り破壊及び沈下防止、支持力増大を目的として地盤改良を計画している。」とあるが、同一海域で略同一海底地盤上に築造される管理型護岸の内、北護岸及び東護岸には地盤改良が計画されていない。地盤改良を施さなくても管理型護岸の安定性及び遮水性を担保出来ると判断した根拠の記述が見当たらない。記述すべきと思われる。</p>	<p>当該護岸は護岸構造物の荷重や地盤の沈下などを考慮し、地盤の安定性を照査した結果から本事業において、地盤改良の施工は必要ないと判断しています。</p>
15	p2-17 (19)、 P11-1 (459)、 P11-2 (460)	<p><遮水工について></p> <p>「遮水シート（2重）」とあるが、3層一体型遮水シートを2面用いるとの意味か、5層一体型遮水シートを2面用いるとの意味か、5層一体型遮水シートを1面用い「遮水シート（2重）」と表現しているのか。</p>	<p>本書で記載している「遮水シート（2重）」とは5層一体型遮水シートを1面用いるものです。</p>
16	p2-17 (19)	<p><地盤改良工について></p> <p>第 2.3.1-2 図 護岸の断面図に示されている「埋立処分場側砕石の法尻部位」が、地盤改良範囲から外れている。当該部位は軟弱地盤上に位置するため当該部位の砕石は、滑り破壊及び沈下による崩壊が懸念される。</p> <p>地盤範囲領域を拡大するか、別被覆工法を検討すべきと思われる。</p>	<p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計しています。</p> <p>「埋立処分場側砕石の法尻部位」についても護岸施工時及び完成時の安定性照査を行っており、安全性を確認しています。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
17	p2-22 (24)	<p><遮水工について></p> <p>第 2.3.2-1 表に示された「遮水工」が 6 年次と 8 年次に分かれている。6 年次が「遮水シート工」、8 年次が「砕石工」とするならば、工事期間（暫定断面期間）の遮水シート工（非透過メンブレン構造）の波浪・潮汐・潮流・風等の変動外力及び既設護岸の残留水圧等の外力で遮水シートの浮き上がりに対する検討がされているのか。</p>	<p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計しています。</p> <p>遮水工は遮水シート敷設後、浮き上がり防止のため砕石工を一連の作業として実施し、外力による遮水シートの浮き上がりが発生しないことを確認しています。</p> <p>西護岸に一部、開口部を設け、護岸内部を施工する計画としており、8 年次は開口部を閉鎖し、その部分の遮水工をシート敷設から砕石工を一連の作業で実施します。</p>
18	P7-4 (378)	<p><護岸の形状について></p> <p>第 7.1.2-1 図に、西護岸の護岸形状が「直立護岸」となっているが、「直立護岸」の護岸形状が何処にも示されていない。</p> <p>捨石傾斜堤式護岸ではないのか。</p>	<p>本書の第 7 章（環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容）は「環境影響評価方法書」から抜粋したもので、この時点では西護岸は「直立護岸」としていました。</p> <p>準備書作成段階で護岸の形状を「直立護岸」から「捨石傾斜堤式護岸」に変更しています。</p>
19	p11.1.1-1 (459)	<p><地盤改良工について></p> <p>第 11.1.1-1 図(1) 西護岸の断面図に示されている「埋立処分場側砕石の法尻部位」が、地盤改良範囲から外れている。当該部位は軟弱地盤上に位置するため当該部位の砕石は、滑り破壊及び沈下による崩壊が懸念される。</p> <p>地盤範囲領域を拡大するか、別被覆工法を検討すべきと思われる。</p>	<p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計しています。</p> <p>「埋立処分場側砕石の法尻部位」についても護岸施工時及び完成時の安定性照査を行っており、安全性を確認しています。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
20	p11.1-2 (460)	<p><地盤改良工について></p> <p>第 11.1.1-1 図(2) 西護岸の断面図に示されている「埋立処分場側碎石の法尻部位」は、軟弱地盤上に位置するため当該部位の碎石は、滑り破壊及び沈下による崩壊が懸念される。</p> <p>また、軟弱地盤上に敷設された遮水シート(2重)は、碎石同様に軟弱地盤中に引き込まれるため、遮水の連続性と強度の連続性が供用期間中担保可能か疑義のある所である。地盤改良を行うべきと思われる。</p>	<p>本書の作成においては護岸や遮水工の安定性の照査も行い設計しています。</p> <p>「埋立処分場側碎石の法尻部位」についても護岸施工時及び完成時の安定性照査を行っており、安全性を確認しています。</p> <p>具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p>
21	p11.1-7 (465)	<p><遮水工について></p> <p>第 11.1.1-2 図(7)に示されている「遮水シートの処分場側の末端部に押さえ遮水工」のような図示があるが、p2-17(19)の第2.3.1-2図、p11.1-1(459)の第11.1.1-1図(1)及びp11.1-2(460)第11.1.1-1図(2)には図示されていない。p11.1-17(475)の11.1.1-4表(3-3)に示された工種の遮水工の備考にある底面遮水工の意味か。</p> <p>底面遮水工であればどのような構造なのか。</p>	<p>ご質問の通り、底面遮水工です。</p> <p>具体的な遮水工の構造、遮水性及び施工方法などについては今後の詳細設計により最終決定し、廃棄物処理法に基づく最終処分場の設置に係る許可申請書に記載します。</p>

NO.	準備書 該当箇所	意見の概要	事業者の見解
22	p11.1-17 (475)	<p><大気質に係る予測・評価について></p> <p>第 11.1.1-4 表 (3-3) に示された遮水工 (工種) の底面遮水工 (備考) の建設機械及び作業船の 7 年次に 6 (稼働数) との記述がありますあるが、建設機械及び作業船種の規格が示されていません。</p> <p>予測 (ノックス発生量等) 及び評価の結果にどのように反映されたのでしょうか。</p>	<p>工事中の窒素酸化物等の大気質の評価は、工事中の建設機械及び作業船の稼働並びに資機材運搬船の運航による窒素酸化物等の排出量が最大となる時期を予測対象時期としています。予測対象時期は 1 年次の西護岸の地盤改良工の施工時期となります。</p> <p>第 11.1.1-4 表 (3-3) における底面遮水工の建設機械及び作業船の記載はありませんが、当該工種に係る建設機械及び作業船の種類及び規格を選定し、その工事に伴う大気汚染物質排出量を算定し、予測対象時期にならないことを確認しています。</p> <p>評価書では第 11.1.1-4 表 (3-1) ~ (3-3) 及び第 11.2.1-14 (1) ~ (3) に、当該条件や結果等を記載します。</p>